

一般口演 | 標準化

一般口演5 標準化

2019年11月22日(金) 09:00 ～ 10:30 |会場 (国際展示場 展示ホール8・特設会場1)

[2-I-1-02] 大学病院の薬剤部門で厚生労働省標準規格（HS027）の実装は可能か

○和田 良浩^{1,2}、川崎 裕貴¹、石田 幸敏²、小林 慎治¹、池田 和之^{1,2}、辻 力夫¹、玉本 哲郎^{2,3}（1. 奈良県立医科大学 附属病院 薬剤部, 2. 奈良県立医科大学附属病院 医療情報部, 3. 奈良県立医科大学 放射線腫瘍医学講座）

キーワード：Standard Conformance, Ordering System, Prescription

【はじめに】当院では、2019年5月の電子カルテシステム更新に伴い厚生労働省標準規格を用いたシステムの構築を推進した。処方オーダにおいても、厚生労働省標準規格として認定された HS027 処方・注射オーダ標準用法規格（以下、標準用法規格）および日本薬剤師会・日本病院薬剤師会により策定された標準用法用語集第2版（以下、用語集）に準じた内服薬・外用薬の用法マスタを構築したので報告する。

【方法】従来の内服薬・外用薬における用法マスタで、標準用法規格に準じているか否かをマッピングし精査した。さらに精査した用法を用語集の用法用語に変更しマスタを作成した。作成した用法に対して対応する標準用法コードを設定した。

【結果】精査した用法は全体で365件であり、その内85.4%（312/365）の用法で標準用法規格および用語集に準じた用法およびコードの設定ができた。院内の処方上必要であった14.5%（53/365）の用法にてコードを設定できなかった。

【考察】当院の従来の用法マスタは、標準用法規格や用語集が策定される以前のマスタであったため、容易に標準化するのは困難であった。今回、電子カルテシステム更新と病院全体の方針により標準規格を実装した用法マスタが構築できた。しかし、従来の用法から代替できないものは標準用法規格にすることは困難であり、今後の対応が必要と考える。

大学病院の薬剤部門で厚生労働省標準規格(HS027)の実装は可能か

和田良浩^{*1,*2}、川崎裕貴^{*1}、石田幸敏^{*2}、小林慎治^{*1}、池田和之^{*1,*2}、辻力夫^{*1}、玉本哲郎^{*2,*3}

^{*1} 奈良県立医科大学附属病院 薬剤部、^{*2} 奈良県立医科大学附属病院 医療情報部、

^{*3} 奈良県立医科大学 放射線腫瘍医学講座

Is it possible to introduce the standard conformances of Ministry of Health, Labor, and Welfare in the pharmaceutical department of university hospital?

Yoshihiro Wada ^{*1,*2}, Yuki Kawasaki ^{*1}, Yukitoshi Ishida ^{*2}, Shinji Kobayashi^{*1}, Kazuyuki Ikeda^{*1,*2},
Rikio Tuji^{*1}, Tetsuro Tamamoto^{*2,*3}

^{*1} Department of pharmacy, Nara Medical University Hospital

^{*2} Department of Medical Informatics, Nara Medical University Hospital

^{*3} Department of Radiation Oncology, Nara Medical University School of Medicine

We promoted the construction of a system using the Ministry of Health, Labor and Welfare standards in accordance with the update of the electronic medical record system in May 2019, and in the prescription order, the usage master of internal medicines and external medicines was also established. It was constructed. In order to construct a usage master conforming to the standard, the conventional usage master was scrutinized. A total of 365 usage masters were examined, and 85.4% (312/365) of those usage masters could be set according to the standard usage standards. 14.5% (53/365) usage failed to set standard usage code. This time, an order system that implements the standard can be constructed by updating the electronic medical record system and the policy of the entire hospital. However, some usages that could not be standardized need to be addressed in the future.

Keywords: Prescription, Ordering System, Standard Conformance

1. 背景

当院では、2019 年 5 月の電子カルテシステム更新に伴い厚生労働省標準規格¹⁾を用いたシステムの構築を推進した。処方オーダーにおいても、厚生労働省標準規格として認定された処方・注射オーダー標準用法規格²⁾(以下、標準用法規格とする)に準じた内服薬・外用薬の用法マスタを構築する方針となった。

標準用法規格は、日本薬剤師会と日本病院薬剤師会より公表された標準用法用語集第 2 版³⁾(以下、用語集とする)に掲載された用法と用語を対象として、医療情報システム実装のためのコード化を日本医療情報学会が設定したもので、処方・注射オーダー情報の標準化を目的としている。

2. 目的

当院における従来の用法マスタ(以下、旧マスタとする)は、標準用法規格が策定される以前のマスタであったため、標準用法規格に準じていなかった。また、旧マスタは、オーダーの利便性を重視し作成されたものであり、非常に用法の件数が多いものであった。そこで、電子カルテシステム更新に伴い標準用法規格に準じたマスタの構築(以下、新マスタとする)が可能か検証した。ただし、システムの移行を考慮しマスタを最初から構築するのではなく旧マスタをマッピング作業(表 1)により精査し標準用法規格に準じたマスタを構築することにした。新マスタは、下記の手順にて作成した。

1, 旧マスタの選別:従来の内服薬および外用薬における用法が、標準用法規格に準じているか、また標準用法規格に準じていない用法が代替え可能であるか選別した。

2, 頻度調査:全ての用法における使用頻度調査を行い、使用頻度が低く標準用法に準じていない用法を削除した。

3, 用法の名称変更:精査した用法は、用語集の用法用語に

変更し用法マスタを作成した。

4, 標準用法コードの設定:用語集の用法用語に変更した用法マスタに対して対応する標準用法コードを設定した。

表 1 マッピング作業の実際

従来の用法名称	現行用法の次期システムでの扱いについて	2年間使用頻度	用語集の用法用語	標準用法コード16ケタ
1日1回 朝食前	標準用法名称に変更	347659	1日1回 朝食前	1011100000000000
1日3回 毎食後	標準用法名称に変更	488938	1日3回 朝昼夕食後	1013044400000000
1日2回 起床時 昼食後2時間	頻度調査より削除	0	-	-
1日2回 起床時 昼食直前	頻度調査より削除	0	-	-
1日2回 8時~20時	そのまま使用	73731	1日2回 8時~20時	1032100000000000
1日2回 8時~21時	そのまま使用	3131	1日2回 8時~21時	1032400000000000

3. 方法

3.1 新旧マスタの比較

旧マスタを標準用法規格に準じた用法マスタに構築するため院内の各種委員会の手承を得て精査した。新旧のマスタにおいて、内服薬および外用薬の件数の推移を調査した。

3.2 新マスタの検証

従来の用法を精査した新マスタに対して、標準用法規格に準じなかった用法を検証した。

4. 結果

4.1 新旧マスタの比較

旧マスタの用法は全体で1310件であり、内服薬が249件、外用薬が1061件であった。今回、精査した新マスタの用法は全体で365件であり、内服薬が103件、外用薬が262件となった。(表2)

表 2 新旧マスタの比較

用法マスタの比較 (件数)	旧マスタ	新マスタ
内服薬	249	103
外用薬	1061	262
合計	1310	365

4. 2 新マスタの検証

新マスタの用法 365 件において、312 件(85.4%)の用法で標準用法規格に準じた設定ができた。標準用法規格に設定できなかった用法は 53 件(14.5%)であった。標準用法規格に準じなかった用法は、34 件が外用麻薬、11 件が内服薬、8 件が外用薬であった。(図 1)

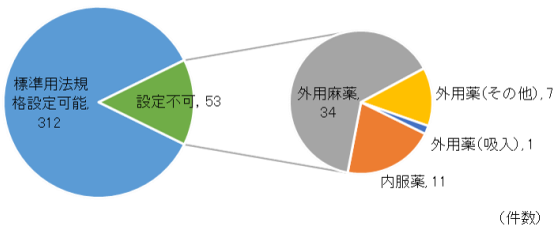


図 1 新マスタの検証

5. 考察

従来の用法は、オーダの利便性や入力漏れを防止するために膨大な件数のマスタとなっていた。特に外用薬においては、オーダの入力漏れ防止のために用法、用量、使用部位をまとめて用法として設定したものが多くあったため、それらを精査し用法のみとすることで大幅にマスタの件数を削減できた。用量や使用部位などは電子カルテの機能により用法に紐づける設定とした。(図 2)

新マスタにおいて、標準用法規格に準じなかった用法 53 件の内、外用麻薬 34 件は院内の運用にて入院患者の外用麻薬を全量処方ではなく内服薬の処方のように日数で処方できる用法に設定したためである。また、内服薬 11 件は、電子カルテの機能において用法と用量を紐づけることが困難な用法において、入力漏れ防止のために用法と用量を用法として設定した。その他の外用薬 8 件については、入院患者において必要と判断した用法(「希釈用」、「吸入用」、「溶解用」など)と「吸入 1 日 5 回」の標準用法規格にないが使用頻度が高く代替えが不可能であった用法である。

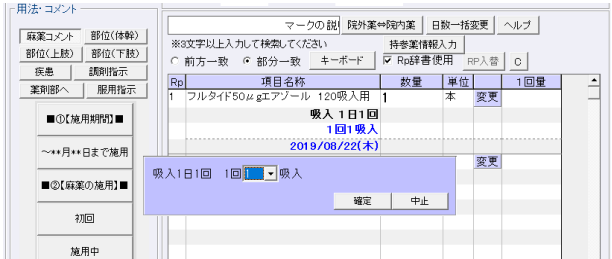


図 2 用法と用量を紐づけたオーダ方法

6. 結語

当院における従来の用法マスタは標準用法規格が策定される以前のマスタであり、容易に標準化することは困難であった。今回、電子カルテシステム更新と病院全体の方針により

標準用法規格に準じた用法マスタを実装することに取り組めた。しかし、利便性を重視した従来の用法を完全に標準用法規格に準じた用法に変更することは、現時点では困難であった。今後、標準用法規格を実装した用法マスタにおいて、オーダの利便性を高め入力漏れを防止するためには電子カルテシステムの機能の向上が必要と考える。

参考文献

1) 厚生労働省.医療分野の情報化の推進について,
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/johoka/index.html (cited 2019-Aug-15)]
2) 日本医療情報学会.標準用法規格,
[http://jami.jp/jamistd/ (cited 2019-Aug-15)]
3) 日本薬剤師会・日本病院薬剤師会.標準用法用語集(第2版),
[http://www.jshp.or.jp/cont/16/0120-1.html (cited 2019-Aug-15)]